

決 議 書

介護保険制度や障害福祉サービスにおいては、介護職員等処遇改善加算、障害福祉人材確保・職場改善等事業において処遇改善のための給付が行われており、介護・障害福祉の現場における人材確保や賃上げのための財源として非常に重要な仕組みとなっています。

しかしながら、介護保険制度・障害福祉サービスを利用しながらも地域で安心した生活が送れるよう、ケアマネジメントにより相談支援、関係機関の連携調整等を行う居宅介護支援事業所や地域包括支援センター、および障がい児・者の計画相談支援事業所等は、これら処遇改善の給付対象となっておらず人材確保もままならない実態となっています。

したがって、介護保険サービスや障害福祉サービス利用において、欠かすことができない居宅介護支援事業所や地域包括支援センター、および障がい児・者の計画相談支援事業所等の介護支援専門員・相談支援専門員に対し、人材確保や職場環境改善のための処遇改善に係る給付が行われるよう求めることを、ここに決議いたします。

令和7年5月23日

公益社団法人 青森県介護支援専門員協会

会長 木村 隆次

